

4月から国民健康保険制度が変わりました

これまで国民健康保険は、市町ごとに運営していましたが、平成30年4月から滋賀県も市町とともに国保運営を担うことになりました。

滋賀県の主な役割	栗東市の主な役割
国保運営の中心的な役割 (財政運営の責任主体)	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
・市町ごとの国保事業費納付金を決定 ・各市町の標準保険料率を提示 ・給付に必要な費用を全額、市町へ支払い ・国保の統一的な運営方針を決定	・加入者の資格管理(各種届出の受付・保険証の発行など) ・保険税の賦課・徴収 ・給付の決定・支払い ・左記の国保事業費納付金を県へ納付 ・保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

【変更点】

- 被保険者証などの様式が変更されています。また、滋賀県では被保険者証(保険証)を、高齢受給者証(70歳から74歳の加入者)と一体化し、各市町の更新時期を8月に統一する方向で進められています(平成31年8月に統一となる予定です)。
- 高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます。

同一県内の他市町への転出などであれば、平成30年4月以降の療養で発生した高額療養費の多数回該当の回数は引き継がれ、通算されます。ただし、世帯の構成に変更があった時には、通算されない場合があります。

■ 平成30年度国民健康保険税
● 国民健康保険税の税率
税率および課税限度額の一部が変更になります。

区分	医療 保険分	前年 対比	後期高齢者 支援金分	前年 対比	介護保険分 (40～64歳)	前年 対比	
所得 割額	課税対象 所得※に対し	6.36%	-1.48%	2.25%	+0.15%	1.56%	-0.19%
均等 割額	被保険者 1人につき	29,600円	-2,100円	10,100円	+1,950円	11,100円	+2,150円
平等 割額	1世帯 につき	22,000円	-6,300円	7,500円	±0円	4,700円	-550円
課税 限度額		58万円	+4万円	19万円	±0円	16万円	±0円

※課税対象所得…被保険者の前年所得から33万円を控除した額

● 均等割・平等割の軽減
平成29年中の所得が一定額以下の世帯は、均等割・平等割が軽減されます。

軽減区分	基準額 (世帯主とその世帯に属する被保険者の所得の合計額)
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(50万円×被保険者数)以下の世帯

■ 非自発的失業者にかかる軽減
倒産や解雇などにより離職をした65歳未満の人は、国保税が軽減されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。

● 対象者：雇用保険の失業給付を受けている人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人
● 軽減額：前年の給与所得を100分の30として所得割の算定や均等割・平等割の軽減判定

を行います。
● 軽減期間：離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

■ 医療費節約のために
健康づくりに努める、特定健康診査や歯科検診を受ける、かかりつけ医を家族ぐるみで持つ、緊急性の低い時間外受診はやめる、シエリック医薬品を活用するなどし、健康増進と安定した国保運営が維持できるようにしましょう。

■ 国保は助け合いの制度
国保制度は、被保険者の皆さんが保険税を出し合い、医療の必要などに助け合う社会保険制度です。失業などで収入が減少して支払いが困難になったときには、1人で悩まず、税務課納税推進室にご相談ください。

問
国保制度や資格：
保険年金課 国民健康保険係

551-1807 FAX 553-0250
国保税の課税：
税務課 市民税係

551-0106 FAX 551-2010
国保税の納税：
税務課 納税推進室

551-0107 FAX 551-2010

料金受取人払郵便

栗東局
承認

284

差出有効期間
平成31年4月
30日まで

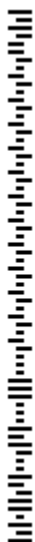
(切手を貼らずに
お出してください)

5 2 0 - 3 0 9 0

栗東市安養寺一丁目十三番三十三号

栗東市長行

「市長への手紙」



キリトリ線

(山折り)

のりしろ

キリトリ線

のりしろ

キリトリ線

封筒を作り、市長へ送ってください。

- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにします。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせ、封筒を作ります。
- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。

のりしろ



市長への手紙 あなたの意見をお寄せください

まちづくりに関することや、日々の生活の中で市政で気付いたこと、考えていることなど、皆さんのご意見、ご提案をお待ちしています。

■手紙は必ず市長が読まさせていただきます。個々の内容は関係する部署が責任を持って返事を作成し、市長が確認・署名をして、手紙でお返しします。内容によっては、担当課から直接、面談・電話・電子メールにより、回答させていただく場合があります。

■返事をお返しするまで多少日数がかかりますのでご承知ください。

■手紙の返事は郵便で送付するため、住所・氏名の記入をお願いします。

■市民の皆さんには内容を抜粋して、市ホームページなどで公開します。左の用紙をご利用いただくほか、はがきや私製の封書、インターネット（市ホームページ<http://www.city.ritto.lg.jp>から市長の部屋→市長への手紙→市長への手紙へ進む）などで受け付けています。また、市役所1階ロビー、なごやかセンター、市立図書館、栗東西図書館、各コミュニティセンターにも用紙を設置しています。

問広報課 広報・広聴係

☎551-0641 FAX 554-1123

保育士就職支援研修会を開催

保育士として働きたいけどきっかけがなかった人、ブランクがある人、保育士資格をいかして働く一歩を踏み出してみませんか。

保育体験もあり、実際の現場を感じてもらうことで、保育士への就職を支援します。

■研修内容（予定）…

「保育現場の現状」「安全管理」などの最新保育事情の講義、現場で役立つ「手作り玩具」「手あそび」などの保育実技研修、市内の園で実際に保育体験
※申込者数に応じ内容を変更する場合があります。

■開催日・場所…

- 「講義」…7月のうち4回程度を予定（市役所会議室）
- 「園研修」…7～8月を予定（市内園〔複数開催地〕）

■対象…保育士資格をお持ちの人なら、どなたでも

■定員…20人（現場経験の有無は問いません）

■参加費…無料

※園研修の保険（傷害・賠償）に市の負担で加入します。

具体的な場所、日時、申込方法などの詳細は、後日、ホームページ、広報りっとう、市 Facebook などに掲載します。

※随時、「臨時保育士」「臨時幼稚園教諭」を募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



問 幼児課

☎ 551-0424 ☎ 551-0149

市長への手紙

題名

のりしろ

キリトリ線

のりしろ

キリトリ線

キリトリ線

住所

〒(—)

氏名

☎

年齢

歳

性別

男・女

マイナンバーカードを申請しませんか

マイナンバーカードはスマートフォン、郵送で簡単に申請ができます。まだ申請をされていない人は、マイナンバーカードの申請をぜひお考えください。マイナンバーカードは次のような場面でお悩みの人に便利です。

①顔写真付の身分証明書がない

運転免許証など、顔写真付の身分証を持っていない人は、本人確認の際に身分証の複数提示を求められることが多く、困る時も多いのではないのでしょうか。マイナンバーカードは、顔写真付きですので、それだけで本人確認が可能です。手続きによって異なる身分証を用意していた人も、提示する身分証を統一できます。

②証明書を発行するのに市役所の開庁時間に行くことができない

仕事などで市役所の開庁時間に行くことができない人は、マイナンバーカードを持つと、コンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できます。朝6時30分から夜11時まで（年末年始を除く）、ほぼ年間を通して利用できます。証明書発行のための、時間を調整する必要がなくなります。

③確定申告の会場に行くことが大変

毎年確定申告をする人は、混み合う

税務署などに行くだけでも苦労している人が多いのではないのでしょうか。

マイナンバーカードを利用し、e-taxを利用すると、

1. 自宅からインターネットで申告

2. 24時間受付が可能

3. 添付書類の提出が省略できる

4. 還付が書類と比較して早い（2～3週間程度）

と、税務署などに行く必要がありません。※事前準備などが必要な場合があります。詳細は、国税庁へお問合せください。

☎0570-015901

※マイナンバーカードは、申請から交付まで1か月程度かかります。カードの準備ができ次第「交付通知書」を送付しますので、受け取りにお越しくください。



マイナンバーカード（表面）



マイナンバーカード（裏面）

問 総合窓口課

☎551-0110 FAX 553-0250

平成29年度 滞納対策取り組み状況

■市税の滞納が及ぼす影響

福祉や教育など、市が提供するさまざまなサービスは市税が主な財源です。

市税の滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすおそれがあります。

■公平公正な納税のために

納期限内に税金を納めている大多数の皆さんとの公平性を保つために、滞納処分をしています。

滞納処分にあたっては、預金や給与などの財産の差し押さえを優先し、なおかつ不動産・動産などの差し押さえや換価に積極的に取り組んでいます。

よりよい暮らしを守るため、一人ひとりの納税意識の向上に努め、滞納を許すことなく、確実な財源の確保を目指します。

▼平成30年3月末の滞納処分実施件数

差し押さえ対象	件数
不動産 (土地・建物など)	2件
債権 (預貯金・給与など)	295件 (うち、滋賀県8件)
債権 (国税還付金)	27件
合 計	324件

※滋賀県にも一部徴収の依頼をしました。

問 税務課 納税推進室

☎551-0107 FAX 551-2010

旧RDエンジニアリング最終処分場

2次対策工事の進捗状況

滋賀県が実施している、旧RD最終処分場問題解決のための2次対策工事は、平成32年度末完了を目指して、現在施工中です。

■平成29年度の工事施工箇所

●A工区：選別土が仮置きされています。

●B工区：底面遮水工、揚水ピット、底面排水工、浸透水貯留層工、選別土の埋戻しが行われました。今後、鉛直遮水工、洪水調整設備工などが実施されます。

●C工区：廃棄物土を掘削し、浸透水貯留層工、底面排水工の設置が行われています。

●D・E工区：廃棄物土の掘削が行われています。

●既設構造物撤去：廃棄物土の掘削、既設杭の切断が行われています。

●有害物掘削除去：H区画、CD区画について、全旋回オールケーシング工法による掘削が実施されています。

●掘削された特異な廃棄物：潰れたドラム缶、廃石綿、医療系廃棄物、コンデンサ、樹脂などが確認されています。



撮影日 平成29年5月23日

平成29年度の工事施工箇所



潰れたドラム缶
(B工区)

※地下水の状況は、処分場周辺の観測結果から改善傾向にありますが、引き続き飲用は控えてください。

※対策工事や周辺地下水などの状況の詳細は、県ホームページをご覧ください。

問 産業廃棄物対策室

☎ 551-0469 FAX 554-1123

滋賀県 最終処分場特別対策室
☎ 528-3670 FAX 528-4849



市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

地域のきずな

新年度が始まり、はや1か月が経ちました。4月には、入園式や入学式でごあいさつをさせていただきました。これから始まる新しい生活に、期待を膨らませている子どもたちの様子を覚えています。子どもたちの元気いっぱい笑顔に、私も「いつまでも住み続けたくなる安心な元氣都市栗東」の実現に向けて全力で取り組んでいます。子どもたちの成長を、家庭だけでなく地域全体で見守っていききたいと考えています。

また、5月は、各学区の地域振興協議会総会をはじめ、各種団体の総会や事業があり、いよいよ平成30年度が本格的に動き出します。また「ゴールデンウィーク中は、地域の祭りなど、多くの行事が予定されています。市民の皆さまには積極的にご参加いただき、地域のきずなをいっそう深めていただければと思います。

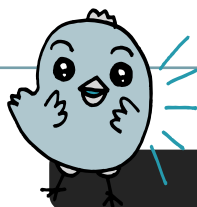
平成30年度も「安全・安心なまち」の構築に向け、職員一丸となって取り組み、市民の皆さまに「住んでよかった」と実感いただけるよう全力を尽くしてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



4月10日、葉山幼稚園入園式

栗東市長

野村昌弘



子育て情報

～個人差って？～

「子どもの発達や成長には個人差がある」という言葉を聞いたことがあると思います。発達というのはいわゆる運動や、言語、心の動きといったものの成長のことです。たとえば運動面だと、子どもは、首がすわり、おすわり、つかまり立ち、歩行というように(順序が違うこともあります)がおおよそ同じ道筋をたどる特徴があります。

ただ、そこに至るまでのスピードは一人ひとり違います。また、成長というのは身長や体重といったもので、これも大きい子もいれば小さい子もいるように一人ひとり違います。これを「個人差」といいます。

この個人差はあって当たり前ということを心に留めておくことが大切です。そうでないと「〇〇くんはもうしゃべれるのに、うちの子はまだなの?」とか、「育児書にはこう書いてあるのに…」と不安になり、ネットで調べ、余計に心配をしすぎて、必要以上に子どもにせかしたり、叱ってしまったりしてしまいます。育児書はあくまで目安です。「このくらいでこのような姿がみられますが、みんながみんなそうではありません」ということです。

しかし、育児書や他の子どもの姿を知っておくことは悪いことではありません。知らずにのんびりしすぎてしまうと、子どもの成長に気付かないことになってしまうからです。知っておいた上で自分の子どもの姿を「悪い」と思わないことです。

「この子は今こうだ」という姿を見て、「そろそろこんなことができるようになるんだな」ということを知り、「では、今は何をしてあげるといいのかな」と考えると一人ひとりに必要な援助が見えてくるようになります。



岡地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

～訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に～

Q 「不用品があれば買い取る」と業者が訪問してきた。着物を出したが、「貴金属を見せてほしい」と言われ、指輪とネックレスを見せたところ、25,000円で買い取られてしまった。その後、後悔し業者に電話をしたが、つながらなかった。

A 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、業者は飛び込みの勧誘はできません。事前に電話などで事業者名や勧誘する物品の種類を明示しなければなりません。また、消費者が事前に承諾した買い取り物品以外は売却を求めることはできません。「貴金属はないか」と当初とは違う物品の売却を求められたときは、きっぱりと断りましょう。

訪問購入はクーリングオフできます。ただし、書籍やCD・DVDなど一部対象外の物もあります。怖い思いをするようなことがあれば、迷わず警察に連絡し、契約のトラブルは消費生活相談窓口へご相談ください。

岡自治振興課 消費生活相談窓口（相談無料）

☎ 551-0115（局番なし188）FAX 551-0432

滋賀県消費生活センター（相談無料）

☎ 0749-23-0999



草津警察署安全伝言板

悪質商法に注意

○不要になった衣類を高価買取りますと言って訪問し、しつこく貴金属の買い取りを勧め、不当な低価格で買い取りをする訪問販売
○突然パンフレットを送りつけたり、電話をかけるなどして、未公開株や二酸化炭素排出権などの取引に伴う出資勧誘
このような話には注意が必要です。

■「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

「う」うまい話を信用しない！

「そ」相談する！

「つ」つられて返事をしない。
すぐに契約しない！

「き」きっぱり！はっきり！
断る！被害に遭わないために、気をつけましょう。



岡草津警察署生活安全課

☎ 563-0110 FAX 563-0116